

## 「国税庁からの周知依頼について」

間接交付された国または地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について

エイジフレンドリー補助金については、国（厚労省）からの補助金を原資として、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（エイジフレンドリー補助金事務センター）から補助対象者に交付されるものであり、法人税法第 42 条及び所得税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当し補助対象者においては、税法上の特例の適用を受けることが可能となります。

なお、当該内容については、下記 URL を参照してください。

URL : <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm>